

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭にヘルパーを派遣します。

派遣対象

義務教育終了前の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当する家庭

1. ひとり親家庭となってから2年以内であり、生活環境が激変したため、支援を必要としている家庭。
2. 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合。
3. 就職活動等自立促進に必要と認められる場合。
4. 疾病、看護、冠婚葬祭、学校行事などのために、一時的に支援が必要な場合。
5. 乳幼児又は児童を養育しているひとり親家庭で、仕事で帰宅時間が遅くなるため、定期的な支援を必要とする家庭。
6. その他ひとり親家庭のためのホームヘルプサービスが必要と認められる場合

援助内容

食事の世話、育児、住居の清掃など

派遣回数

原則として月12回以内

費用等

所得制限はありませんが、所得に応じた本人負担があります。

利用に至るまで

稲城市子育て支援課に申請→市の担当者とポーポーの木のコーディネーターの事前訪問→利用訪問